

東京都環境影響評価条例施行規則別表第一に規定する
知事が別に定めるもの等

令和二年一二月一七日
告示第一五一〇号

2 規則別表第一 三の部(二)の項対象事業の規模の欄中軽微なものとして
知事が別に定めるものは、施工区域が法第九条（第十一項及び第十三
項を除く。）に規定する地域に接しないものであつて、環境に及ぼす
影響が小さいことが明らかであるものとする。

（施設更新に該当しない行為）

第三条 規則別表第一 備考中知事が別に定める行為は、次の各号のい
ずれかに該当する行為であつて、環境に及ぼす影響が小さいことが明
らかであるものとする。

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五六年東京都規則第一三四号。
以下「規則」という。）別表第一に規定する知事が別に定めるもの等を
次のように定める。

（道路の軽微な移設等）

第一条 規則別表第一 一の部(二)の項ハ中軽微な移設として知事が別に
定めるものは、道路の区域又は構造の変更を伴わないものであつて、
環境に及ぼす影響が小さいことが明らかであるものとする。

2 規則別表第一一の部(二)の項、(三)の項及び四の項対象事業の規模の
欄中軽微なものとして知事が別に定めるものは、施工区域が都市計画
法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第九条（第十二項
及び第十三項を除く。）に規定する地域に接しないものであつて、環境
に及ぼす影響が小さいことが明らかであるものとする。

（鉄道の軽微な移設等）

第二条 規則別表第一 三の部(二)の項口中軽微な移設として知事が別に
定めるものは、一の停車場の区域内における移設（本線路の構造の変
更を伴わないものに限る。）であつて、環境に及ぼす影響が小さいこと
が明らかあるものとする。

附 則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。
復させるために行う工事

この告示は、令和三年一月一日から施行する。